

振り込め詐欺救済法に基づく預保納付金の活用状況

1. 振り込め詐欺救済法の概要

- 振り込め詐欺等の犯罪行為による被害者の財産的被害の迅速な回復等に資することを目的とした法律（議員立法）。平成19年12月に成立し、平成20年6月に施行。
- 同法では、振り込め詐欺等の被害者に対して、被害者が振り込んだ先の口座（犯罪利用口座）に一定の残高が残っている場合には、これを原資として返金を行うことにより被害の回復を図ることとされている。また、被害者からの返金申請がなかった場合など、返金しきれずに残金が発生する場合があります、この残金が預金保険機構に納付される（預保納付金）。
- 預保納付金は「犯罪被害者等の支援の充実のために支出する」とされており、現在は日本財団が「犯罪被害者等支援団体に対する助成事業」と「犯罪被害者等の子どもに対する奨学金事業」を実施している。

2. 預保納付金の活用状況

（1）犯罪被害者等支援団体に対する助成事業（令和4年度：1.5億円（平成29年度からの累積総額は16.3億円））

被害者の視点に立った支援を実現するため、被害者支援のノウハウが蓄積されている民間の犯罪被害者等支援団体による迅速かつ柔軟で継続的な支援活動の充実・強化を図るもの。

【令和4年度の主な支援事業】

- 犯罪被害者等支援に関わる人材育成
- 犯罪被害者等支援に関わる広報啓発活動
- 犯罪被害者等電話サポートセンターの運営

【過去6年間の推移】

年度	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
事業数(件)	133	92	106	61	54	45
金額(億円)	5.6	2.7	3.1	1.8	1.7	1.5

（2）犯罪被害者等の子どもに対する奨学金事業（令和4年度：1.3億円（平成29年度からの累積総額は5.6億円））

犯罪被害者本人が生計を担う者であった場合等は、日常生活費に加え、十分な額の教育費を支出することも困難な場合があることも想定されることから、その子供が十分な教育を受ける機会を確保するもの。給付額は、大学生・大学院生は月額5万円、一時金30万円、高校生は月額1.7万円（国公立の場合）、一時金5万円。